

BAN-BAN

BAN-BAN ネットワークス

ご加入のしおり

この度は弊社サービスにご加入いただき、誠にありがとうございました。

このしおりには、弊社のケーブルテレビサービス・インターネットサービス・緊急地震速報配信サービスの案内ならびに契約内容を記載しております。

お客様のご加入サービス内容をご確認の上、別添の申込書をご記入ください。

また、このしおりは大切に保管くださいますよう、お願い申し上げます。

< 目次 >

BAN-BANテレビ	加入申込みのご案内	P2
	楽録りコースご利用上の注意点	P3
	加入契約約款	P4
	料金一覧表	P6
	B-CASカード使用許諾契約約款	P8
BAN-net	加入申込みのご案内	P9
	インターネット接続サービス契約約款	P11
	料金一覧表	P15
緊急地震速報	加入申込みのご案内	P16
	緊急地震速報配信サービス契約約款	P17
	料金一覧表	P19
その他のご案内	ご転居先での再工事・建替に伴う再工事	P20
	契約内容変更について・有料チャンネルのお申込み、ご解約	P21
	故障修理費について	P22
料金のご案内		P23
個人情報保護ポリシー		P24

BAN-BANネットワークス株式会社

TEL 0120-34-1442

営業時間 月～金 9:30～17:30

土日祝 9:30～12:00 13:00～17:30

〒675-0039 加古川市加古川町栗津26-2

<http://www.banban.jp/>

2016年7月現在

本紙の内容はサービス改定等に伴い予告なく変更する場合がございます。

表記の金額は特に記載のある場合を除きすべて税抜価格です。

消費税分は別途精算させていただきます。

BAN-BANテレビ加入申込みのご案内

この度はBAN-BANテレビにご加入いただきまして誠にありがとうございます。以下にBAN-BANテレビのサービス内容を記載しておりますので、必ずご確認ください。

■ 加入申込書をご記入になる前に

P4・5「BAN-BANネットワークス株式会社CATVサービス加入契約約款」、P8「B-CASカード契約約款」を必ずお読みください。

BAN-BANテレビのサービス

コース名	月額利用料（税抜）	視聴可能チャンネル
コミュニティ	2,500円	24チャンネル (地上デジタル8ch、BSデジタル9ch、CS・地域情報7ch)
スーパーHD	4,300円	58チャンネル (地上デジタル8ch、BSデジタル9ch、CS・地域情報41ch)
ハイパーHD	5,200円	67チャンネル (地上デジタル8ch、BSデジタル9ch、CS・地域情報50ch)
地デジプラス※	500円～1,500円	11チャンネル (地上デジタル8ch、CS・地域情報3ch)

※地デジプラスについての注意事項

- 地デジプラスのみのご加入はできません。
- STB（セットトップボックス）の設置はいたしません。
- 地上デジタルの視聴にはデジタルテレビ・デジタルチューナー等が必要です。
- BAN-net、ケーブルプラス電話をご解約された場合、地デジプラスの料金が変更、もしくは他コースへの変更が必要となります。

ご利用料金について

◆ ご利用料金の口座振替日

お引き落としは毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。

◆ 初回のご請求

工事月のご利用料金は無料です。翌月分のご利用料は翌々月にお引き落としさせていただきます。また、工事費・新規加入手数料は工事月の翌月にお引き落としさせていただきます。

◆ 振替口座・クレジットカード

引落口座・クレジットカードは1つに限定させていただきます（インターネット・ケーブルプラス電話・緊急地震速報と同一口座・カードでのお引き落としとなります）。

◆ 1台目および2台目以降の利用料金の適用

コースを複数にわたりご加入の場合、ハイパーHD→スーパーHD→コミュニティの順で基本利用料（1台目）および2台目利用料を適用いたします。

ご解約について

◆ ご解約の連絡

ご解約の連絡は、毎月月末前日の17時までにお願いたします。これ以降のお申し出につきましては、翌月末での解約扱いとなります。

◆ 解約手数料

ご解約にあたり、当社が機器および引込線の撤去作業を行います。また解約手数料として5,000円（税抜）をお客様にご負担いただきます。なお、宅内配線は取り外しいたしません。

◆ 機器および付属品

ご解約される場合は、撤去作業時に機器および付属品一式をご返却いただきます。ご返却されない場合は機器代金相当額をご負担いただきます。

◆ 解除金

サービス提供開始日から1年以内にご解約の場合には、解約手数料に加え、15,000円（非課税）の解除金をご負担いただきます（キャンペーン時は内容が異なる場合がございますので別途お問い合わせください）。

BAN-BANテレビ楽録りコースご利用上の注意点

【1】ご使用について

- ◆ お客様に貸与した【ブルーレイディスクドライブ／HDD内蔵STB】（以下、BD-HDR）又は【HDD内蔵STB】（以下、HDR）を利用して正常に録画出来なかった場合、及び録画・録音された映像・音声が消滅した場合、BD-HDRまたはHDRに録画された映像・音声をブルーレイディスク・DVD・SDカードまたは【ブルーレイ／HDDレコーダーやUSB-HDDなど】（以下、外部機器）に正常にダビング（複製）またはムーブ（移動）が出来なかった場合、これにより生じた損害につきましては、機器や放送の不具合等を含む原因の如何を問わず当社は一切補償いたしませんのでご了承ください。
- ◆ 【コピー・ワンス】の番組を録画した場合、BD-HDRは内蔵のブルーレイディスクドライブを使用し、ブルーレイディスクまたはDVDに映像・音声をムーブ（移動）することが出来ます。HDRは外部機器と接続することで映像・音声をムーブ（移動）することが出来ます。 ※ダビング（複製）は出来ません。
- ◆ 【ダビング10】の番組を録画した場合、BD-HDRは内蔵のブルーレイディスクドライブを使用し、ブルーレイディスクまたはDVDに映像・音声を9回までダビング（複製）することが出来ますが、10回目はムーブ（移動）となります。HDRは外部機器と接続することで映像・音声を9回までダビング（複製）することが出来ますが、10回目はムーブ（移動）となります。
※ブルーレイディスクまたはDVD、外部機器にムーブ（移動）した場合、内蔵HDDに録画した映像・音声は消失します。
- ◆ BD-HDR、HDR及び外部機器の仕様や接続端子等により外部機器に直接録画やダビング（複製）、ムーブ（移動）およびネットワーク接続による視聴などが出来ない場合があります。事前に当社またはメーカーにご確認の上ご使用願います。また、外部機器との接続、動作に関して当社は一切補償いたしませんのでご了承ください。

【2】禁止事項

- ◆ 機器本体、リモコンの分解・改造は絶対に行わないでください。分解・改造された場合は下記に定める機器代金を請求させていただきます。また、お客様の過失による故障、滅失、毀損の対応も同等とさせていただきます。 (税抜)

ブルーレイディスクドライブ／HDD内蔵STB本体	70,000円／台
HDD内蔵STB本体	40,000円／台
リモコン	2,500円／個

【3】故障・交換について

- ◆ 故障の際は機器を交換させていただきます。
※機器を交換した場合、内蔵HDDに記録されていた映像・音声は全て消失します。
※USB-HDDを接続していた場合、機器交換後はUSB-HDDに録画していた映像・音声は全て再生が出来なくなります。
- ◆ コースをご変更される場合、コースに応じた機器へ交換させていただきます。
この場合、交換費用として5,000円（税抜）をご請求させていただきます。
※機器を交換した場合、内蔵HDDに記録されていた映像・音声は全て消失します。
※コースに応じた機器に交換した場合、機器の仕様や接続端子等により今まで出来ていた接続や操作が出来ない場合があります。
- ◆ メーカーの機種変更などにより機器の外観、仕様などが変更になった場合でもこれを理由に機器の交換には応じません。

【4】契約変更、契約解除について

- ◆ 本サービスには最低利用期間があります。本期間内にご解約もしくは、コースを変更される場合は、違約金を請求させていただきます。 ※本期間内にコース変更される場合は、交換費用 5,000円（税抜）及び下記に定める違約金が必要となります。

コース名称	最低利用期間	違約金
楽録りブルーレイプラス	12ヶ月	10,000円（非課税）
楽録りプラス	6ヶ月	5,000円（非課税）

※「楽録りプラス」から「楽録りブルーレイプラス」への変更の場合、違約金は必要ございません。

- ◆ ご解約される場合は機器本体及び付属品一式（リモコン、電源コード、B-CASカード、C-CASカード）をご返却いただきます。
ご返却なき場合は、機器代金相当をお支払いいただきます。
※ご返却された機器の内蔵HDDに記録された内容は消失しますので、ご了承ください。
※USB-HDDを接続していた場合、機器返却後はUSB-HDDに録画していた映像・音声は全て再生が出来なくなります。
※表記の金額は全て税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。

BAN – BAN ネットワーク株式会社 CATV サービス加入契約約款

BAN – BAN ネットワーク株式会社（以下、「当社」という）と、当社が設置する有線電気通信設備により放送法第 2 条に定める放送事業者が行うテレビジョン放送のうち当社が定めた放送の同時再放送及び当社によるコミュニティ放送サービスを受ける者は、当社との間に契約（以下、「加入契約」という）を締結させた者（以下、「加入者」という）に限るものとし、加入者に適用される契約内容は、以下の条項によるものとします。

第 1 条（当社が提供するサービス）

当社は加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスを提供します。

(1) デジタル放送番組サービス

放送法第 2 条に定める「放送事業者」が行うテレビジョン放送のうち当社が定めた放送の同時再放送とコミュニティ放送を視聴できる「ハイパー HD」「スーパー HD」と、コミュニティ放送を視聴できる「コミュニティ」と、地上デジタル放送のみを視聴できる「地デジプラス」をデジタル放送番組サービスとします。「ハイパー HD」「スーパー HD」「コミュニティ」には、放送事業者のテレビジョン放送と超短波放送のうち、地上波及び BS 放送の同時再放送サービスを含みます。ただし次の有料番組サービスを除きます。

(2) 有料番組サービス

上記 (1) に加えて別途申込みが必要な、「放送事業者」が行うテレビジョン放送の同時再放送サービス。ただし、有料番組サービスはデジタル放送番組サービス（地デジプラスを除く）にご加入いただく場合に限りご利用いただけます。

(3) その他のサービス

当社が別途定めるその他のサービス。

第 2 条（加入契約の単位）

加入契約は、世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第 3 条（加入契約の成立）

当社のサービスの提供を受けようとする者（以下、「加入希望者」という）は、あらかじめこの約款を承認し加入予約を行い、当社の工事施工の可否判断に基づいて提出した見積書を承認後、別に定める加入申込書の所要事項に記入捺印のうえ当社に申し込み、当社がこれを承諾したときに加入契約が成立するものとします。

- 当社は、前項の規定にかかわらずサービスの提供が技術的な理由等により困難なときは、加入契約の申込みをお断りすることがあります。
- 当社が提供するインターネット接続サービス、もしくはケーブルプラス電話サービスの加入がなく、地デジプラスのみの加入契約はできません。

第 4 条（初期解約解除権）

加入申込者は、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後 8 日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除（以下、「初期契約解除」という）を行うことができます。

- 初期契約解除は、加入者が前項の書面を発した時に生ずるものとします。
- 初期契約解除の場合、加入者は解除までの期間の利用料（日割）、現に要した実施済み工事費、及び事務手数料を支払うものとします。
- 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、加入者は当社より貸与または提供された機器を当社に返却するものとします。なお、1 ヶ月を過ぎて返却のない場合、加入者は当社に対し別に定める故障修理費を支払うものとします。また、当社はオプション機器の引き取り及び返金には応じません。
- 初期契約解除の場合、当社は撤去工事ならびに機器の回収を行います。ただし、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

第 5 条（加入契約の有効期限）

加入契約の有効期限は、契約成立の日から 1 年間とします。ただし契約期間満了の 10 日前までに当社、加入者のいずれからも文書による更新拒否の意思表示がない場合には、引き続き 1 年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

第 6 条（初期費用等）

加入者は、当社が別途定める料金表に従い新規加入手数料及び引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。

第 7 条（利用料）

加入者は、当社が別に定める料金表に従い次の利用料を当社に支払うものとします。

- ハイパー HD・スーパー HD・コミュニティサービス利用料
サービスの提供を受け始めた日に属する月からサービス利用料を毎月支払うものとします。
なお、セットトップボックス（以下、「STB」という。なお、「STB」にはハードディスクレコーダー付セットトップボックスも含む。以下同じ）使用料（1 台分）及び番組ガイドの料金は、サービス利用料に含まれます。
- 地デジプラスサービス利用料
サービスの提供を受け始めた日に属する月から、サービス利用料を毎月支払

うものとします。（STB 使用料及び番組ガイド料金はサービス料に含まれておりません）

(3) 追加利用料

デジタル放送番組サービス利用料に追加して番組サービスの提供を受けることが可能なコースに加入し、かつ、そのサービスを希望する場合にはサービスの提供を受け始めた日の属する月から追加利用料を毎月支払うものとします。

(4) 有料番組利用料

有料番組のサービスを受けることが可能なコースに加入し、かつ、そのサービスを希望する場合には、サービスの提供を受け始めた日の属する月からその利用料を毎月支払うものとします。

(5) その他のサービス利用料

加入者が、当社と別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス利用料を毎月支払うものとします。

2. 当社が第 1 条に定めるサービスのうち、加入者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して 10 日以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰さない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。

3. 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は利用料の改定をすることがあります。この場合は、改定月の 1 ヶ月前までに加入者に告知します。

4. 日本放送協会（NHK）及び株式会社 WOWOW の定めによる受信料等（衛星放送受信料を含む）は、当社が設定した利用料や STB 利用料には含まれておりません。別途加入者が NHK 及び WOWOW にお支払いください。

第 8 条（デジタル放送チューナーの貸与）

当社は、デジタル放送番組サービスを受ける加入者（地デジプラスを除く）に対し STB（C – CAS カード付）とリモコン及び付属品一式を貸与します。

- 当社が貸与した STB（C – CAS カード付）とリモコン及び付属品一式を、加入者は使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
- 加入者が故意または過失により破損または紛失した場合にはその修理、補償に要する費用は加入者が負担するものとします。
- 加入者は、解約の場合には STB（C – CAS カード付）とリモコン及び付属品一式を当社に返却するものとします。

第 9 条（B – CAS カードの取り扱い）

当社は、加入者に STB を貸与する際、1 台につき株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下、「B-CAS 社」という）が発行、管理するデジタル放送用 IC カード（以下、「B-CAS カード」という）を一枚代行提供します。貸与は B – CAS 社の「ピーキャスト（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第 10 条（施設の設置及び費用の負担等）

当社は、放送センターから受信機までの施設（以下、「本施設」という）のうち、放送センターから保安器までの施設（以下、「当社施設」という）は、当社がこれを所有するものとします。ただし、加入者は、加入者の最寄りのタクトップから保安器までの引込工事負担金（以下、「引込工事費」という）を負担するものとします。また、地下埋設等の特殊な工事を要する場合は、加入者がその実費を負担するものとします。

- 加入者は保安器の出力端子からテレビ受信機（STB を除く）までの施設（以下、「加入者施設」という）の設置工事に要する費用（以下、「宅内工事費」という）を負担し、これを所有するものとします。
- 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者についても上記と同等の扱いとします。
- 当社が本契約に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

第 11 条（維持管理責任の範囲）

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスが停止することを承認するものとします。

2. 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第 12 条（引込線、STB 設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り引込線及び STB の設置場所を変更できるものとします。

- 変更先が同一建物内の場合。
- 変更先が、当社のサービス提供区域内で、技術的に可能な場合。
- 加入者が、前項の規定により STB の設置場所を変更しようとする場合は、当社の所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転（転居・建替・仮住い・リフォーム）の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
- 加入者は、第 10 条の規定にかかわらず別に定める料金表に従い設置場所移

転手数料及び変更に必要な全ての費用を負担するものとします。

第13条（加入者の義務）

- 加入者は、当社または当社の指定する業者が当社の施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りを認めるものとします。
2. 加入者は、当社のサービスを受けることについて、地主、家主その他利害関係があるときにはあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。
3. 加入者は、当社が貸与するSTBとリモコン及び付属品一式を善良なる管理者の注意をもって維持管理し、使用するものとします。

第14条（禁止事項）

- 加入者は、当社が提供するサービスを、第三者にテープ・DVD・ブルーレイディスク等の記録媒体・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。
2. 加入者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することを禁止します。
3. 前項に違反した加入者は、違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期にさかのぼり、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。

第15条（施設の故障等に伴う費用負担）

- 当社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。
2. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設（STB・リモコン及び付属品一式を含む）に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用を負担するものとします。

第16条（支払方法）

加入者は、新規加入手数料、利用料、工事費等の支払いを、当社が別途指定する支払い期日までに、指定する方法（当社が指定する金融機関の加入者口座からの自動振替・クレジットカード）により支払うものとします。

第17条（遅延利息）

加入者は、新規加入手数料、利用料、工事費等の支払いを、支払い期日より遅延した場合には、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年利14.1%の割合にて遅延利息金を当社に支払うものとします。

第18条（一時停止及び再開）

- 加入者は、加入者の転居・建替により当社のサービスを受けることができない場合に限り、サービス提供の一時停止を希望できるものとします。一時停止またはその再開を希望する場合、当社へ文書によりその旨を申出るものとします。この場合は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は第7条の規定にかかわらず、無料とします。
2. 加入者は、一時停止に要する費用を別に定める料金表に従い当社に支払うものとします。

第19条（サービスの停止及び解除）

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払いを2ヶ月以上遅延した場合、また、本契約に違反する行為があったと認める場合は、加入者に催促したうえでサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第24条の規定を準用します。

第20条（放送内容の変更）

当社は、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第21条（免責事項）

当社は、天災地変その他当社の責に帰さない事由によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合に対する損害賠償には応じません。

第22条（名義変更）

- 加入者は、次の場合に限り当社の承認を得て加入者の名義を変更できるものとします。
- (1) 相続をする場合
- (2) 新加入者が、加入者の加入契約に定めるサービス提供場所において、当社のサービスの提供を受けることについての加入者の権利義務を継承する場合。
2. 前項の名義変更を行う場合、新加入者となる者は当社の承認を得たうえ、名義変更書を提出し、別に定める料金表に従い、名義変更手数料を当社に支払うものとします。

第23条（加入申込書記載事項の変更）

- 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合、文書で当社に申し出るものとします。
2. 前項の外、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、加入者は文書によって当社に申し出るものとします。

第24条（解約）

- 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以上前に文書により当社にその旨申し出るものとします。
2. 加入者は解約の場合、当該解約日の属する月までの第7条の規定による利用料を含む全ての料金を解約日に精算するものとします。
3. 解約の場合、新規加入手数料の払い戻しはいたしません。
4. 加入者は、サービスの提供を受けた日から1年以内に解約を申し出た場合は、解除金として15,000円（非課税）を支払うものとします。
5. 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、引込線及びSTBを撤去します。この撤去に伴う費用は、加入者が負担するものとします。また、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復に費用を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
6. 地デジプラスを契約中に、BAN-net、又はケーブルプラス電話のサービスを解約し、地デジプラスのみの契約になる場合、地デジプラスも自動的に解約となり、第24条の規定が適用されるものとします。

第25条（加入者個人情報の保護）

当社は、加入者等の個人情報保護の基本方針を定めた「BAN-net ネットワーク個人情報保護ポリシー」を策定し、遵守します。同ポリシーはチャンネルガイド誌、HPで公表します。

第26条（加入者個人情報の利用）

当社は、番組制作などの視聴者アンケート調査、加入者サービス向上を目的に加入者の個人情報を自ら利用し、または協力会社、業務委託会社に提供することがあります。この場合は、個人情報取り扱いに関する機密保護契約を締結します。また加入者の個人情報は本人の同意なく、目的外の利用はいたしません。

第27条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

第28条（約款の改正）

当社はこの約款を総務大臣に届け出たうえ改正することがあります。

付 則

- (1) 当社は、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができます。
- (2) 一括加入、臨時加入、業務用等については別に定めます。
- (3) この約款は、平成7年4月15日より施行します。
- 改正 平成10年10月1日、平成14年9月15日、平成15年10月1日、平成16年12月1日、平成17年3月1日、平成20年8月1日、平成22年12月1日、平成23年5月1日、平成24年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成28年7月1日

料金一覧表（税抜）

1. 利用料（月額）

項目	1台目 月額利用料金 (1台のセットトップボックス使用料含む)	2台目以降 月額利用料金 (セットトップボックス1台毎)
ハイパーHD 基本コース	5,200円	3,200円
スーパーHD 基本コース	4,300円	1,900円
コミュニティ 基本コース	2,500円	1,000円

録画機能付きセットトップボックス月額利用料

項目	月額利用料	摘要
楽録りブルーレイプラス	1,800円	上記基本コース月額利用料金に、左記録画機能付きセットトップボックス月額利用料金が加算されます。
楽録りプラス	900円	

有料チャンネル月額利用料

チャンネル名	月額利用料金 (セットトップボックス1台毎)	摘要
WOWOW (プライム・ライブ・シネマ)	2,300円	WOWOWから直接請求となります
スターチャンネル1・2・3	2,000円	2016年10月より 利用料金が2,300円となります
J SPORTS4	1,300円	
V☆パラダイス	700円	
東映チャンネル	1,500円	
衛星劇場 HD	2,000円	
TBSチャンネル1 HD	600円	ハイパーHDコースに含む
フジテレビONE・TWO・NEXT	1,500円	ONE・TWOはハイパーHDコースに含む
フジテレビNEXT	1,200円	ハイパーHDご加入の方は1,000円
グリーンチャンネルHD・2HD	1,200円	
Mnet	2,000円	
KNTV	3,000円	
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,500円	
キッズステーション	739円	ハイパーHD・スーパーHDに含む
アニメシアターX (AT-X)	1,800円	
KBS World	700円	ハイパーHDコースに含む
日経CNBC	900円	ハイパーHD・スーパーHDに含む

※有料チャンネルのみのご加入はできません。

2. 地デジプラス月額利用料

BAN-netのみご加入のお客様	毎月の料金を1,000円追加
ケーブルプラス電話のみご加入のお客様	毎月の料金を1,500円追加
BAN-net・ケーブルプラス電話両方にご加入のお客様	毎月の料金を500円追加

3. 工事費、故障点検・補修費、施設維持費

項目	金額	摘要
引込・宅内工事費	実費	
その他工事費	実費	
故障点検・補修費	実費	
引込線・STB等の撤去費	実費	宅内線及び加入者所有のアンテナ撤去を除く

4. 追加工事費（単価表）

追加内容	単 位	単 価	備 考
宅内のケーブル延長	1m	200円	
地下埋設配管へのケーブル通線工事	1m	1,000円	地下埋設配管はお客様で実施
機器類の増設、取替え			
屋内型 2分配器	1台	3,000円	ケーブルテレビ加入を2台以上希望の場合などに適宜必要です。
屋外型 2分配器	1台	8,000円	
屋内型 3分配器	1台	3,500円	
屋外型 4分配器	1台	9,500円	
増幅器（ブースター）	1式	15,000円	
テレビ端子（1～2端子）	1台	3,100～ 4,100円	同軸ケーブル用端子に取替える場合
配線上必要な部材			
モールカバー	1m	1,000円	
ケーブル中継接続	1式	1,800円	
2台目以降のセットトップボックスの取付、調整費	1組	4,700円	セットトップボックス1台につきテレビ・録画機器各1台まで
テレビおよび録画機器調整費	1台	1,500円	

※その他の金額についてはお問い合わせください。

5. 諸手数料

項 目	金 額	摘 要
新規加入手数料	2,000円	当社他サービス加入のお客様は不要
STB交換作業費	5,000円	お客様のご希望による機器交換、または機器交換を伴うコース変更の場合
テレビサービス解除金	15,000円（非課税）	サービス提供開始から1年以内に解約の場合 （キャンペーン時は変更になる場合があります）
楽録りプラス解除金	5,000円（非課税）	利用期間6ヶ月未満の場合
楽録りブルーレイプラス解除金	10,000円（非課税）	利用期間1年未満の場合
機器交換手数料	5,000円	楽録りブルーレイプラスから楽録りプラスもしくは基本コースへ変更、または楽録りプラスから基本コースへ変更の場合
コース変更手数料	500円	ハイパーHDからスーパーHDもしくはコミュニティへ変更、またはスーパーHDからコミュニティへ変更の場合
	5,000円	ハイパーHD・スーパーHD・コミュニティから地デジプラスへ変更の場合（STB撤去費用を含む）
	無料	上記以外のコース変更の場合
一時停止手数料	1,000円	転居・建替を伴う場合に限る
設置場所移転手数料	1,000円	
名義変更手数料	1,000円	相続、権利義務継承の場合とも

※NHKの衛星放送受信料は、BAN-BANテレビの利用料には含まれておりません。直接NHKにお支払いいただくか、BAN-BANネットワークスの「NHK団体一括支払」をご利用ください。

※BS1、BSプレミアムは放送をお止めすることができません。

（ご契約されていない場合、画面上にNHKからのメッセージが表示されます）

※地デジプラスのみのご加入はできません。

CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款 (KB0008F)

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B-CASカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B-CAS社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます）に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B-CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

- この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- ① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
 - ② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
- 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスを受信できないことによる損害が生じて、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

- カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
- カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
- カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（<http://www.b-cas.co.jp>）に掲載します。

〔別表〕カード再発行費用

- 第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用 2,050円（消費税込み）以下でCATV会社の定めによる
- 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。

BAN-net 加入申込みのご案内

この度はBAN-netにご加入いただきまして誠にありがとうございます。以下にBAN-netのサービス内容を記載しておりますので、必ずご確認ください。

■ 加入申込書をご記入になる前に

- P11～14の「BAN-net 契約約款」を必ずお読みください。

BAN-netのサービス

コース名	月額利用料	下り最大速度	上り最大速度
160Mコース	5,500円	160Mbps	5Mbps
30Mコース	5,000円	30Mbps	2Mbps
15Mコース	4,700円	15Mbps	1Mbps

※上記速度はベストエフォート型のサービスであり、通信環境・回線の状況などにより速度が低下することがあります。
※オプション・工事費・手数料についてはP15をご覧ください。

動作環境（快適にお使いいただく目安としてお考えください）

	Windows	Macintosh
OS	Windows vista SP2 以降	MacOS X10.6.8 以降
システム	上記OSが快適に動作するパソコン※	
LAN	100BASE-TX 対応のLAN アダプタ、UTP カテゴリ 5 以上のストレートケーブル (160M コースは 1000BASE-TX 規格のLAN ボードを推奨)	
ブラウザ	Windows InternetExplorer7 以降	Safari5 以降
メールソフト	MicrosoftWindows メール、Live メール MicrosoftOutlookExpress6.0 以降	Mai14 以降

※サポート対象OSは日本語版のみとさせていただきます

ご利用料金について

◆ お支払い方法

お支払いは月払いのみです。

◆ ご利用料金の口座振替日

お引き落としは毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。

◆ 初回のご請求

工事月のご利用料は無料です。翌月分のご利用料金は翌々月にお引き落としさせていただきます。また、新規加入手数料・工事費は工事月の翌月にお引き落としさせていただきます。

◆ 振替口座・クレジットカード

引落口座・クレジットカードは1つに限定させていただきます（テレビ・緊急地震速報・ケーブルプラス電話と同一口座・カードでのお引き落としとなります）。

設定について

設定については「BAN-net 設定ガイド」を参照してください。パソコンへの接続、設定はお客様にてお願いいたします。

*お客様で設定を行えない場合は、設定業者をご紹介します（有償）。

BAN-net 設定ガイドの「ご利用上の注意」をご確認ください。

禁止事項

◆ ケーブルモデムの取り扱い

ケーブルモデムに接続されている同軸ケーブルは、ケーブルモデムから取り外さないでください。お客様宅内からの雑音により、他のお客様の通信に妨害を与えるおそれがあります。

◆ 落雷の恐れがある時

落雷の恐れがある場合は、お客様のパソコンを雷から守るため、パソコンを正常終了させ、パソコン及びケーブルモデムの電源をコンセントから抜いてください。また、パソコンにつながるLANケーブルも外しておいてください。

◆ ケーブル加工の必要がある場合

ケーブルモデムに接続されている同軸ケーブルの切断、延長、加工などを必要とする工事はお客様で行わないでください。

ケーブルモデムの移設工事的必要があるときは、BAN-BANネットワークスまでご連絡ください。当社にて見積・工事（有料）を行います。

サポート窓口

パソコンの設定に関するお問い合わせは、サポートセンターにて対応いたします。

電話によるお問い合わせ 0120-86-2754（年中無休、9:00～18:00）

メールによるお問い合わせ support@banban.jp

その際、ご契約のお知らせをご用意の上、BAN-net 加入者であることをお伝えください。

ご解約について

◆ ご解約の連絡

ご解約の連絡は、毎月月末前日17時までにお願いたします。

これ以降のお申し出については、翌月末での解約扱いとなります。

◆ 解約手数料

ご解約にあたり、当社がモデム及び引込線の撤去作業（テレビ継続の場合は保安器作業）を行います。また、解約手数料として5,000円（税抜）をお客様にご負担いただけます。

◆ 解除金

サービス提供開始日から1年以内にご解約の場合には、上記解約手数料に加え、15,000円（非課税）の解除金をご負担いただけます。キャンペーン時は内容が異なる場合がございますので別途お問い合わせください。

◆ モデムの取り外し

ケーブルモデムは、撤去作業時に当社が取り外しますので、お客様で取り外さないようお願いいたします。ただし、宅内配線はお客様設備のため取り外しいたしません。

以上の点をご理解の上、BAN-net をご利用いただきますようお願い申し上げます。

BAN - BAN ネットワーク株式会社 インターネット接続サービス「BAN - net」契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 BAN - BAN ネットワーク株式会社（以下、「当社」という）は、インターネット接続サービス「BAN - net」契約約款を定め、インターネット接続サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、規定の手続きを経てこの約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	(1) インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備ケーブルモデム等がこれに該当する。
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 技術基準	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

(インターネット接続サービスの種類等)

第4条 契約には、料金表に規定する種別等があります。

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の加入契約につき1人に限ります。

(最低利用期間)

第6条 インターネット接続サービスには、当社が定める最低利用期間があります。最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

2. 加入者は、サービスの提供を受けた日から1年以内に解約を申し出た場合は、解除金として15,000円（非課税）を支払うものとします。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

(契約申込みの方法)

第8条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種別等
- (2) 契約者回線の終端とする場所
- (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第9条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上、余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 電気通信設備の新設、延長、改修または保守が、当社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
 - (2) 借家または集合住宅等で所有者または管理組合の承諾が得られないとき。
 - (3) 契約の申込みをした者が、BAN - BAN テレビまたはインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (5) 契約の申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (6) 過去にBAN - BAN テレビまたはインターネット接続サービスの契約の解除、またはその利用を停止されているとき。
4. 当社が契約を承諾した時点で、契約者はインターネット接続サービスに係る契約約款、規約等の内容を承諾したものとみなします。

(初期解約解除権)

第10条 加入申込者は、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後8日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除（以下、「初期契約解除」という）を行うことができます。

2. 初期契約解除は、加入者が前項の書面を発した時に生ずるものとします。
3. 初期契約解除の場合、加入者は解除までの期間の利用料（日割）、実施済工事費、及び事務手数料を支払うものとします。
4. 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、加入者は当社より貸与または提供された機器を当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合、加入者は当社に対し別に定める故障修理費を支払うものとします。また、当社はオプション機器の引き取り及び返金には応じません。
5. 初期契約解除の場合、当社は撤去工事ならびに機器の回収を行います。ただし、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

(インターネット接続サービスの種類等の変更)

第11条 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種別等の変更の請求をすることができます。

2. 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(インターネット接続サービスの利用の一時中断)

第12条 当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。なお、利用の一時中断期間は最長6ヶ月間とします。

2. 契約者は、利用の一時中断を希望する場合は、当社に申し出るものとします。また、その期間を変更する場合も同様とします。
3. 利用の一時停止中断が6ヶ月を経過した後、契約者が再利用の請求を行わない場合は、契約は解除されたものとします。

(その他の契約内容の変更)

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

第14条 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

- 第15条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをインターネット接続サービス取扱所に通知していただきます。この場合、料金表に定める契約の解除に伴う費用の支払いを要します。
2. 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

(当社が行う契約の解除)

- 第16条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
- (1) 第21条(利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 第21条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
- (3) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
2. 当社は前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

- 第17条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。この場合、当社は第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取扱います。
2. 当社は契約が解除されたとき、付加機能の契約も解除します。

第4章 回線相互接続

(回線相互接続の請求)

- 第18条 契約者は、その契約者回線の終端において又は終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができま。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)

- 第19条 契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2. 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- 第20条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事にやむを得ないとき。
- (2) 他の電気通信事業者が電気通信サービスを中止し、サービスの提供が困難になったとき。
- (3) 第22条(利用の制限等)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
3. 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第21条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間(そのインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- (2) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実を反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 第43条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
2. 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 利用の制限

(利用の制限等)

- 第22条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
4. 他の契約利用者の当該利用に対し、重大な支障を与える態様においてインターネット接続サービスを利用したときは、その利用を制限することがあります。

第7章 施設区分

(施設区分)

- 第23条 当社または契約者の設備区分は、次のとおりとします。
- (1) 当社センターから保安器の出力端子までの電気通信回線設備及び端末接続装置は当社設備とします。
- (2) 端末接続装置を除き、保安器の出力端子以降の宅内側施設(自営柱または地下埋設の管路等を含む)は契約者の設備とします。

(端末接続装置の提供等)

- 第24条 本サービスを受けるために必要な端末接続装置は、当社が提供します。
2. 端末接続装置を動作させるために必要な費用は、契約者に負担していただきます。
3. 契約者は端末接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って使用し、契約の解除があった場合は、契約者の負担により当社が回収します。
4. 契約者は、端末接続装置について次の各号の行為はできません。万一、契約者が違反した場合は、当社は契約の解除及び損害金の請求の権利を有します。
- (1) 本来の用法によらない方法で使用し、当社のインターネット接続サービスを不正に受けたり、受けようとするとき。
- (2) 転貸、譲渡、質入等をするとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに定められた場所から移動したり、接続変更すること。
- (4) 分解したり、変更を加えること。
5. 契約者は、端末接続装置の性能、機能が不完全である場合を除き、端末接続装置の交換の要求はできません。
6. 契約者の故意、過失、第三者の行為により端末接続装置の損傷、紛失等が生じた場合、契約者は直ちに当社に申し出ていただきます。この場合、その修理、復旧に要するすべての費用は契約者に負担していただきます。

(端末接続装置の設置場所)

- 第25条 当社は、貸与する端末接続装置を原則として契約者が指定する場所に設置します。ただし、保守管理上問題がある等の理由により、当社が設置場

所として不適当と判断する場合はこの限りではありません。

(端末接続装置の移転)

- 第26条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における端末接続装置の移転を請求できます。
2. 契約者は、移転を希望する場合は、移転を希望する日の1ヶ月前までに当社に申し込むものとします。
 3. 端末接続装置の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
 4. 当社は、第1項の請求があったときは、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
 5. 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した工事業者が行います。

(端末接続装置に故障が生じた場合の措置)

- 第27条 契約者は、端末接続装置に故障が生じた場合、その旨を当社に通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、当社または当社の指定する業者がその原因を調査し、当該端末接続装置の交換を行います。
 3. 第1項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じた場合は、その調査及び修理に要した費用は契約者に負担していただきます。
 4. 第2項の調査の結果、端末接続装置に故障のないことが判明した場合は、契約者は当社に対し、その調査及び交換に要した費用の支払いを要します。

第8章 料金等

第1節 料金

(料金の適用)

- 第28条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、新規加入手数料、利用料(端末接続装置使用料を含む)、付加機能利用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。
2. 料金の支払い方法は、当社が指定する支払い期日までに、指定する方法(当社が指定する金融機関の加入者口座からの自動振替・クレジットカード)により支払うものとします。

第2節 料金の支払義務

(利用料等の支払義務)

- 第29条 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスを開始した日の属する月(付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日の属する月)から起算して、契約の解除があった日の属する月(付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日の属する月)までの期間(提供を開始した日の属する月と解除又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は一月間とします。)について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料(以下「利用料等」といいます。以下、この条において同じとします。)の支払を要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料金等は次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要しません。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料金等の支払を要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。ただし、天災、人災その他当社の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスが全く利用できない場合を除きます。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するインターネット接続サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)

3. 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(初期費用等の支払義務)

- 第30条 契約者は、第8条(契約申込みの方法)の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する新規加入手数料の支

払を要します。

(手続きに関する料金等の支払義務)

- 第31条 契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事に関する費用の支払義務)

- 第32条 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(割増金)

- 第33条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社への支払いを要します。

(延滞利息)

- 第34条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.1%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社への支払いを要します。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

(当社の維持責任)

- 第35条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

- 第36条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

(設備の修理又は復旧)

- 第37条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取扱うため、次の順序にしたがってその電気通信設備を修理又は復旧します。ただし、第一順位、第二順位の電気通信設備は、当社が該当各機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別表1の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第一順位となるものを除きます)
3	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(契約者の切分け責任)

- 第38条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

- 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社又は当社が指定する者が当社の定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第39条 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において、同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービス基本利用料の料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(免責)

第40条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

- 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、当社が次の表に定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続に関する技術的条件の設定または変更により、現に契約回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

物理的条件	8ピンモジュラージャック（RJ45）
論理的条件	IEEE802.3（10BASE-T）
	IEEE802.3u（100BASE-TX）準拠
	IEEE802.3ab（1000BASE-T）準拠

第11章 雑則

(承諾の限界)

第41条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(秘密保持)

第42条 契約者及び当社は、インターネット接続サービスの契約の履行に際し、知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならないものとします。

(利用に係る契約者の義務)

第43条 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

- 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交

換に妨害を与える行為を行わないこととします。

- 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
- 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 契約者は、電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。
- 契約者は、インターネット接続サービス利用にあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないものとします。
 - 他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - 他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為
 - 他人を誹謗中傷し、またはその名誉を毀損する情報を不特定または多数人に対して送信または表示する行為
 - 猥褻または幼児虐待にあたる文書、画像等を不特定または多数人に対して送信または表示する行為
 - 公職選挙法に違反する行為
 - 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - 他の契約利用者の設備、当社設備の利用または運営に支障をきたす行為
 - 他人になりすまして情報を送信または表示する行為
 - 受信者の意に反して、広告、宣伝、勧誘のメールを送信する行為
 - その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
 - 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為
 - 犯罪行為及びそれに結びつく恐れのある行為
 - 本約款に違反する行為、その他インターネットの運営を妨げる行為

(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

第44条 契約者は、次に掲げる当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

相互接続事業者名	アイテック阪急阪神株式会社
----------	---------------

- 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとし

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第45条 当社は、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を、当社において閲覧に供します。

(加入者個人情報の保護)

第46条 当社は、加入者等の個人情報保護の基本方針を定めた「BAN - BAN ネットワーク個人情報保護ポリシー」を策定し、遵守します。同ポリシーはチャンネルガイド誌、HPで公表します。

(加入者個人情報の利用)

第47条 当社は、加入者アンケート調査、加入者サービスを目的に加入者の個人情報を自ら利用し、又は協力会社、業務委託会社に提供することがあります。この場合は、個人情報保護取扱いに関する機密保護契約を締結します。また加入者の個人情報は本人の同意なく、目的外の利用はいたしません。

(営業区域)

第48条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第49条 この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(管轄裁判所)

第50条 この契約約款に定める事項に関する訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所を唯一の管轄裁判所とします。

付則

・本約款は平成17年12月1日より施行します。

改正 平成20年8月1日 改正 平成22年12月1日

改正 平成24年4月1日 改正 平成25年4月1日

改正 平成26年4月1日 改正 平成27年4月1日

改正 平成28年7月1日

・本約款の変更にあたっては、当社常勤役員会の決定を経て行うものとします。

料金一覧表（税抜）

1. 利用料（月額）

項目	コース	金額	摘要
インターネットサービス基本利用料	160Mコース	5,500円	1台のケーブルモデム 使用料を含む
	30Mコース	5,000円	
	15Mコース	4,700円	

2. 基本サービス **申込不要**

項目	摘要
メールアドレス	5個
メールボックス	100MB
ウイルスメールチェックサービス	無料
ブログサービス	無料
ホームページエリア	100MB

3. オプションサービス（月額） **申込必要**

項目	金額	摘要
無線ルータ内蔵モデム	200円	専用モデムへの交換が必要
Webメールサービス ※1	無料	別途設定が必要
メール着信拒否サービス ※2	無料	別途設定が必要
パソコン総合セキュリティサービス	無料	別途設定が必要
追加IPアドレス	500円/1IP	基本を含め、最大5個
追加メールアカウント	200円/1アカウント	基本を含め6個目以降、最大10個
追加ホームページ容量	300円/100MB	基本を含め、最大200MB
メーリングリスト	500円/リスト	100メールアドレスまで登録可能
ローミングサービス	無料	別途設定が必要、通信費別

※1 Webメールサービス：メールソフトを使わなくても、インターネットに接続できる環境があればWebブラウザや携帯電話から手軽にメールの送受信ができるサービスです。

※2 メール着信拒否サービス：迷惑メールなど、受け取りたくないメールをあらかじめ条件指定し、フィルタ機能をつけることにより、シャットアウトするサービスです

4. 工事費、故障点検・補修費、施設維持費

項目	金額	摘要
引込・宅内工事費	実費	
施設維持費	700円/月	一時停止期間中
引込線撤去費	実費	解約時
その他工事費	実費	
故障点検・補修費	実費	

5. 諸手数料

項目	金額	摘要
新規加入手数料	2,000円	当社他サービス加入のお客様は不要
モデム交換手数料	5,000円	15Mコース、30Mコース、160Mコース、無線ルータ内蔵モデムに変更の場合
コース変更手数料	無料	高速コースへの変更の場合
	500円	低速コースへの変更の場合
一時停止・再開手数料	1,000円	
設置場所移転手数料	1,000円	
名義変更手数料	1,000円	相続、権利義務継承の場合共
解除金（解約時）	15,000円 （非課税）	サービス提供開始から1年以内にご解約の場合（キャンペーン時は内容が異なる場合がございます）

（注意）●お支払いはお客様の銀行口座からの自動振替・クレジットカードとなります。

●実費は当社が別途見積いたします。

●オプションサービスはインターネット基本サービスをご利用いただく場合に限り、ご利用いただけます。

緊急地震速報加入申込みのご案内

この度は緊急地震速報配信サービスにご加入いただきまして誠にありがとうございます。
以下にサービス内容を記載しておりますので、必ずご確認ください。

■ 加入申込書をご記入になる前に

- P17・18の「緊急地震速報配信サービス契約約款」を必ずお読みください。

ご利用料について

◆ ご利用料金の口座振替日

お引き落としは毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。

◆ 初回のご請求について

工事月のご利用料は無料です。翌月分のご利用料は翌々月にお引き落としさせていただきます。また、新規加入手数料は工事月の翌月にお引き落としさせていただきます。

◆ 振替口座・クレジットカードについて

引落口座・クレジットカードは1つに限定させていただきます（テレビ・インターネット・ケーブルプラス電話と同一口座・カードでのお引き落としとなります）。

ご解約について

◆ ご解約の連絡

ご解約の連絡は、毎月月末前日17時までにお願いたします。これ以降のお申し出については、翌月末での解約扱いとなります。

◆ 解約手数料

ご解約にあたり、当社が緊急地震速報受信端末および引込線撤去（もしくは保安器作業）を行います。また、解約手数料として5,000円（税抜）をお客様にご負担いただきます。なお、宅内配線は取り外しいたしません。

◆ 解除金

サービス提供開始日から6ヶ月以内にご解約の場合には、上記撤去費に加え、5,000円（非課税）の解除金をご負担いただきます（キャンペーン時は内容が異なる場合がございますので別途お問い合わせください）。

BAN – BAN ネットワークス株式会社 緊急地震速報配信サービス契約約款

BAN – BAN ネットワークス株式会社（以下、「当社」という）と、当社が設置する有線放送設備により、緊急地震速報配信サービスを受ける者は、当社との間に契約（以下、「加入契約」という）を済ませた者（以下、「加入者」という）に限るものとし、加入者に適用される契約内容は、以下の条項によるものとします。

第 1 条（当社が提供するサービス）

当社は加入者に対しそのサービス区域内で、緊急地震速報配信サービスを行います。気象庁から発表される緊急地震速報を、当社が設置する演算装置でサービス区域内のデータに加工し、高度利用情報として、当社が設置する有線テレビジョン放送施設により加入者向けに配信します。

第 2 条（契約の単位）

契約は、世帯ごと又は事業所、施設ごとに行います。

第 3 条（加入契約の成立）

当社のサービスの提供を受けようとする者（以下、「加入希望者」という）は、あらかじめ加入予約を行い、当社の工事施工の可否判断に基づいて提出した見積書とこの約款を承認後、別に定める加入申込書の所要事項に記入捺印のうえ当社に申込み、当社がこれを承認したときに加入契約が成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらずサービスの提供が技術的な理由により困難なときは、加入契約の申込みをお断りすることがあります。

第 4 条（加入申込みの撤回等）

加入申込者は、工事完了日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による加入契約の申込み撤回等は、同項の書面を当社が受領したときにその効力を発します。

3. 第 1 項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、新規加入手数料の還付を請求することが出来、解除金の負担はないものとします。ただし、あらかじめ加入申込みの撤回をするなど悪意の意志をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図る同項の趣旨に反していると明らかに認められる時は、この限りではありません。

4. 第 1 項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、契約解除にかかる工事費実費として撤去工事費を負担するものとします。また、当社は追加工事代金の返金及びオプション機器の引き取りには応じません。

第 5 条（加入契約の有効期限）

加入契約の有効期限は、契約成立の日から 1 年間とします。ただし契約期間満了の 10 日前までに当社、加入者のいずれからも文書による更新拒否の意思表示がない場合には、従前の契約と同一条件にて引き続き 1 年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

第 6 条（初期費用等）

加入者は、当社が別途定める料金表に従い新規加入手数料及び引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。

第 7 条（利用料）

加入者は、当社が別途定める料金表に従い、次の利用料を当社に支払うものとします。基本利用料は、緊急地震速報配信サービスの提供を受け始めた日に属する月から、基本利用料を毎月支払うものとします。

2. 当社が第 1 条に定めるサービスに関して、月のうち継続して 10 日以上提供しなかった場合は、当該月の利用料は無料とします。

3. 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は利用料の改定をすることがあります。この場合は、改訂月の 1 ヶ月前までに加入者に通知します。

第 8 条（緊急地震速報受信端末の貸与）

当社は、緊急地震速報配信サービスを受ける加入者に緊急地震速報受信端末を貸与します。

2. 加入者は、緊急地震速報受信端末の取扱説明書に記載されている使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3. 加入者が故意又は過失により破壊又は紛失した場合にはその修理、保証に要する費用は加入者が負担するものとします。

4. 加入者は解約の場合、直ちに緊急地震速報受信端末を当社に返却するものとします。

第 9 条（施設の設置及び費用の負担等）

当社は、放送センターから緊急地震速報受信端末までの施設（以下、「本施設」という）のうち、放送センターから保安器までの施設（以下、「当社施設」という）は当社が、これを所有するものとします。

ただし、加入者は、加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金（以下、「引込工事費」という）を負担するものとします。また、地下埋設等の特殊な工事を要する場合は、加入者がその実費を負担するものとします。

2. 加入者は保安器の出力端子から緊急地震速報受信端末までの施設（以下、「加入者施設」という）を負担し、これを所有（ただし緊急地震速報受信端末を除く）するものとします。

3. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者についても、上記と同様の扱いとします。

4. 当社が本契約に従って緊急地震速報配信サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社又は当社の指定する業者が行うものとします。

第 10 条（維持管理責任の範囲）

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社サービスが停止することを承認するものとします。

2. 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第 11 条（引込線、緊急地震速報受信端末設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り引込線及び緊急地震速報受信端末の設置場所を変更できるものとします。

(1) 変更先が同一建物内の場合

(2) 変更先が当社のサービス提供区域内で、技術的に可能な場合

2. 加入者が、前項の規定により緊急地震速報受信端末の設置場所を変更しようとする場合は、当社の所定の方法によりその旨申し出るものとします。ただし、移転（転居・建替・仮住まい・リフォーム等）に伴う設置場所の変更工事は当社又は当社の指定する業者が行うものとします。

3. 加入者は、第 9 条の規定にかかわらず、当社が別に定める料金表に従い、設置場所の移転手数料及び変更に必要な全ての費用を負担するものとします。

第 12 条（加入者の義務）

加入者は、当社又は当社の指定する業者が当社の施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有又は占有する敷地、家屋、構造物等への出入りを認めるものとします。

2. 加入者は、当社のサービスを受けることについて、地主、家主その他利害関係者があるときにはあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

3. 加入者は、当社が貸与する緊急地震速報受信端末を善良なる管理者の注意をもって維持管理し、使用するものとします。

4. 加入者は、当社が貸与する緊急地震速報受信端末の使用にあたり、緊急地震速報受信端末が常に正常に使用できている状態であるか日常点検を行うものとし、異常があった場合には取扱説明書に従い必要な処置を講ずるか、又は当社まで異常がある旨を連絡するものとします。

第 13 条（禁止事項）

加入者は、緊急地震速報配信サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(1) 無償・有償にかかわらず、加入者が、当社の提供するサービスを第三者に供給すること。

(2) 加入者が、法令に反する、その他他人の利益を害する状態で緊急地震速報配信サービスを利用すること。

第 14 条（施設の故障等に伴う費用負担）

当社は、加入者から当社が提供するサービスの緊急地震速報受信端末に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。

2. 加入者は、加入者の故意又は過失により当社施設（緊急地震速報受信端末含む）に故障又は損傷が生じた場合は、この修復に要する費用を負担するものとします。

第 15 条（支払方法）

加入者は、新規加入手数料、利用料、工事費等の支払を、当社が別途指定する支払期日までに、指定する方法（当社が指定する金融機関の加入者口座からの自動振替・クレジットカード）により支払うものとします。

第 16 条（遅延利息）

加入者は、新規加入手数料、利用料、工事費等の支払を、支払期日より遅延した場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年利14.1%の割合にて遅延利息を当社に支払うものとします。

第17条（接続中止）

当社は、次の場合には、緊急地震速報配信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 他の事業者が役務を中止し、サービスの提供が困難になったとき。
当社は、前項の規定により緊急地震速報配信サービスの利用を中止しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条（一時停止及び再開）

加入者は、当社のサービス提供の一時停止又はその再開を希望する場合、当社へ文書によりその旨を申し出るものとします。この場合は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、第7条の規定にかかわらず、無料とします。

2. 前項の一時停止期間は、1ヶ月単位とし最長6ヶ月とします。
3. 加入者は、一時停止及び再開に要する費用（以下「一時停止・再開手数料」という）を別に定める料金表に従い当社に支払うものとします。
4. 第1項の定めにかかわらず、加入者は別表に定める緊急地震速報受信端末の維持管理費（使用料を含む）を当社に支払うものとします。

第19条（サービスの停止及び停止に伴う解除）

当社は、加入者において利用料又は各種料金の支払いを合計2ヶ月以上遅延した場合、又、本契約に違反する行為があったと認める場合は、加入者に督促したうえでサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第24条の規定を準用します。

第20条（サービスの接続休止及び接続休止に伴う解除）

当社は、気象庁もしくは財団法人気象業務支援センターの緊急地震速報配信サービスに係る情報発信の休止等により、加入者が当社の緊急地震速報配信サービスを全く利用できなくなったときは、その緊急地震速報配信サービスについて接続休止（一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

- ただし、緊急地震速報配信サービスについて、加入者から加入契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
2. 当社は、前項の規定により接続休止しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。
 3. 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して3ヶ月間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱うことがあります。この場合、当社は加入者にそのことを通知します。
 4. 当社が前項の規定により加入契約を解除しようとするときは、加入者は引込線及び緊急地震速報受信端末を撤去することに同意するものとします。なお、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復に費用を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
 5. 当社は、第3項の規定による加入契約の解除にかかる一切の損害を賠償しません。

第21条（免責事項）

当社は、天災地変その他当社の責に帰さない事由によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合に対する損害賠償には応じません。

2. 当社は、緊急地震速報配信サービスの加入者に係る一切の損害を賠償しません。
3. 加入者は、緊急地震速報配信サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
4. 当社は、緊急地震速報配信サービスの利用により生じる結果について、いかなる責任も負担しません。
5. 当社は、気象庁から発表される緊急地震速報の内容（誤発信も含む）について一切の保証をしないものとし、緊急地震速報の内容（誤発信も含む）により生じた結果についていかなる責任も負担しません。
6. 当社は、気象庁又は財団法人気象業務支援センター又は接続事業者のシステム障害等により緊急地震速報の配信が遅延又は欠落したことにより生じた結果についていかなる責任も負担しません。

第22条（名義変更）

加入者は、次の場合に限り当社の承認を得て加入者の名義を変更できるものとします。

- (1) 相続をする場合
- (2) 新加入者が加入者の加入契約に定める緊急地震速報受信端末の設置場所に

おいて、当社のサービスの提供を受けることについての加入者の権利義務を継承する場合

2. 前項の名義変更を行う場合、新加入者となる者は当社の承認を得たうえ、名義変更書を提出し、別に定める料金表に従い、名義変更手数料を当社に支払うものとします。

第23条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合、文書で当社に申し出るものとします。

第24条（解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以上前に文書により当社にその旨申し出るものとします。

2. 加入者は解約の場合、当該解約日の属する月までの第7条に規定する利用料を含む全ての料金を解約日に精算するものとします。
3. 解約の場合、新規加入手数料の払い戻しはいたしません。
4. 加入者は、サービスの提供を受けた日から6ヶ月以内に解約を申し出た場合は、5,000円（非課税）の解除金を支払うものとします。
5. 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、引込線及び緊急地震速報受信端末を撤去します。この撤去に伴う費用は、加入者が負担するものとします。また、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復に費用を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

第25条（加入者個人情報の保護）

当社は、加入者等の個人情報保護の基本方針を定めた「BAN - BAN ネットワーク個人情報保護ポリシー」を策定し、遵守します。同ポリシーはチャンネルガイド誌、当社のホームページで公表します。

第26条（加入者個人情報の利用）

当社は、加入者アンケート調査、加入者サービスを目的に加入者の個人情報を自ら利用し、又は協力会社、業務委託会社に提供することがあります。この場合は、個人情報取り扱いに関する機密保護契約を締結します。また加入者の個人情報は本人の同意なく、目的外の利用はいたしません。

第27条（定め無き事項）

この約款に定め無き事項が生じた場合、当社および加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意を持って協議のうえ解決にあたるものとします。

第28条（約款の改正）

当社はこの約款を総務大臣に届け出たうえ改正することがあります。

付則

- (1) 当社は、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができます。
- (2) この約款は、平成19年10月1日より施行します。

改正 平成24年4月1日

平成26年4月1日

平成27年4月1日

料金一覧表（税抜）

1. 利用料（月額）

項目	金額	摘要
緊急地震速報配信サービス基本利用料	543円	親機1台（子機1台付属）ごとに 親機1台・子機1台の緊急地震速報受信端末設備使用料を含む
子機追加分基本利用料	153円	子機1台追加につき 子機1台の緊急地震速報受信端末設備使用料を含む

2. 工事費、故障点検・補修費、施設維持費

項目	金額	摘要
引込・宅内工事費	実費	
施設維持費（親機・子機セット）	300円/月	一時停止期間中、親機1台（子機1台含む）ごと ※他のセット子機もすべて一時停止となります。
施設維持費（子機）	100円/月	一時停止期間中、追加の子機1台ごと ※子機のみ一時停止はできません （セット親機の一時的停止が必要）
引込線・緊急地震速報受信端末設備撤去費（解約時）	実費	宅内線を除く
その他の工事費	実費	
故障点検・補修費	実費	

3. 諸手数料

項目	金額	摘要
新規加入手数料	2,000円	当社他サービス加入のお客様は不要
一時停止・再開手数料	500円	
設置場所移転手数料	500円	
名義変更手数料	500円	相続、権利義務継承の場合共

4. その他

項目	金額
解除金（解約時）	最低利用期間6ヶ月以内に解約する場合、5,000円（非課税）

注1. 上記金額は特に記載のある項目を除き消費税抜きの価格です。

注2. 子機の追加は、基本サービスをご利用いただく場合に限り、お申込みいただけます。

注3. 実費は当社が別途見積いたします。

ご転居先での再工事

ご転居先で継続してご利用いただく場合は、再工事が必要となります。

お手続き方法

- ①ご転居の1ヶ月前までに、BAN - BAN ネットワークスまでお電話ください。転居時期、転居先のご住所等をお伺いいたします。
- ②当社が転居先宅の工事可否を調査いたします。
幹線がない場合や、幹線側に引込線の取り出し口がない場合などは、お断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。ケーブルプラス電話をご利用の場合は、転居先で同じ電話番号の利用可否を確認いたします。利用不可の場合はケーブルプラス電話の新規発番をされるか、NTTから新規発番（お客様からNTTへ申込必要）の後、ケーブルプラス電話へのポータビリティ手続をされるかのいずれかを選択していただけます。
- ③工事可能な場合は、宅内工事のお見積りにお伺いし、ご承諾いただきますと再工事の手配をいたします。
※工事は、お見積りと同時にできませんので、ご注意ください。
- ④旧住所宅の引込線撤去工事は、お客様との日程調整の上、当社が実施いたします。
また、BAN - net ご加入のお客様の場合、引込線撤去時に当社がケーブルモデムを取り外しいたしますので、お客様で取り外しされないようお願いいたします。
- ⑤STB（セットトップボックス）・ケーブルモデム・EMTA・緊急地震速報受信端末は、旧住所転出時にお客様にて転居先にご持参ください。再工事の際、当社が取り付けいたします。

建替に伴う再工事

ご自宅の建替・改築等を行い、完成後も継続してご利用いただく場合は建替期間中休止していただくことができます。（ご希望によっては仮住まい先でのサービス提供も可能です）

建替保留中の料金（仮住まいで再工事される場合を除く）

◆利用料		
利用料	無料	・建替保留中は無料※
◆諸手数料		
建替保留手数料	1,000円（税抜）	・建替保留開始時

※ ご利用料をまとめ払いされているお客様は、建替保留されるまでにご利用いただいた期間の金額を差し引きした残額を、一旦口座にご返金させていただきます。なお、その際に、建替保留手数料を差し引きさせていただきますので、ご了承ください。なお、ケーブルプラス電話につきましては建替保留期間中も基本利用料が必要となります。

お手続き方法

<旧宅解体前>

- ①旧宅解体の1ヶ月前までに、BAN - BAN ネットワークスまでお電話ください。解体時期、仮住まい先での工事のご意向等をお伺いいたします。
- ②旧宅の解体までに、当社が引込線の撤去工事を行いますので、工事業者より日程調整の連絡をいたします。
また、BAN - net ご加入のお客様の場合、引込線撤去時に当社がケーブルモデムを取り外しいたしますので、お客様で取り外しされないようお願いいたします。
- ③STB（セットトップボックス）・ケーブルモデム・EMTA・緊急地震速報受信端末は、建替完成後の再工事に使用いたします。それまでお客様にて大切に保管をお願いいたします。
なお、STB（セットトップボックス）・ケーブルモデム・緊急地震速報受信端末は使用不能状態に設定いたしますので、ご了承ください。

<建替完了前>

- ④建替完成の1ヶ月前までにBAN - BAN ネットワークスまでお電話ください。
- ⑤当社の工事担当者が再工事のお見積りにお伺いし、ご承諾いただきますと再工事の手配をいたします。
※工事は、お見積りと同時にできませんので、ご注意ください。

契約内容変更について

下記の変更については、BAN - BAN ネットワークスまでご連絡ください。

ご変更内容

- 引落口座変更
- クレジットカード変更
- 申込者名義変更

お手続き方法

- ① BAN - BAN ネットワークスまでお電話ください。書類をお送りいたします。
- ② 必要事項をご記入の上、BAN - BAN ネットワークスまでご返送ください。

有料チャンネルのお申込み・ご解約

有料チャンネルのお申込み方法

〈WOWOW〉

お客様から「WOWOWカスタマーセンター」にご連絡をいただき、ケーブルテレビを通して視聴されることをお伝えの上、お申してください。視聴料はWOWOWへ直接お支払いいただきます。

WOWOWカスタマーセンター TEL: 0120-580-807 受付時間 9:00~20:00 年中無休

〈その他有料チャンネル〉

BAN - BAN ガイドに綴じ込みの申込みハガキをお送りください。お急ぎの場合は、BAN - BAN ネットワークスへご連絡ください。

※スターチャンネル、WOWOWの視聴にはご自宅でお客様にて受信待機をして頂く必要があります。

有料チャンネルお申込みの注意事項

ご利用料は1ヶ月単位となり、日割りでの計算はいたしませんのでご了承ください。

有料チャンネルご解約の手続き方法

〈WOWOW〉

直接お客様から「WOWOWカスタマーセンター (TEL: 0120-580-807)」にご連絡をお願いいたします。

〈その他の有料チャンネル〉

BAN - BAN ネットワークスにご連絡ください。電話でお受け付けいたします。

解約のご連絡をいただいた月の末日まで料金がかかりますので、ご注意ください（その月は最終日までご覧いただけます）。

故障修理費について

機器の紛失またはお客様の故意・過失による損傷があった場合は、下記の修理費をご負担いただきます。

修理費（税抜）

◆ブルーレイ、ハードディスク内蔵セットトップボックス（BD）	
損傷内容	金額
BD本体の著しい損傷（筐体の損傷や落下、分解などによる動作不良）	70,000円
リモコンの損傷	2,500円
◆ハードディスクレコーダー内蔵セットトップボックス（HDR）	
損傷内容	金額
HDR本体の著しい損傷（筐体の損傷や落下、分解などによる動作不良）	40,000円
リモコンの損傷	2,500円
◆セットトップボックス（STB）	
損傷内容	金額
STB本体の著しい損傷（筐体の損傷や落下、分解などによる動作不良）	30,000円
○利用1年未満	15,000円
○利用1年以上	
リモコンの損傷	2,500円
◆CASカード	
B-CASカードの交換費用	1,899円
C-CASカードの交換費用	1,899円
◆ケーブルモデム	
電源コードの損傷 ○コードの芯線が見えている ○電源プラグの改造	3,000円
軽微な筐体の損傷（過失による傷、へこみ）	
その他軽微な損傷	
蓋を故意に開けた場合	5,000円
落下、水没による動作不良	
著しい筐体の損傷（過失による落下）	
その他重度の損傷	
◆緊急地震速報受信端末	
受信端末の損傷 ○利用1年未満 ○利用1年以上	15,000円 10,000円

料金のご案内

セット加入がダンゼンおトク!

スーパーHD・ハイパーHDとインターネットのセット割引を大幅拡大!

BAN-BANテレビ		BAN-net		ケーブルプラス電話		割引金額	月額利用料
ケーブルテレビ	インターネット			電話			
コミュニティ 2,500円	+ 15Mコース 4,700円			—		1,900円 (割引)	月額 5,300円
	+ 30Mコース 5,000円			—		1,700円 (割引)	月額 5,800円
	+ 160Mコース 5,500円			—		1,800円 (割引)	月額 6,200円
スーパーHD 4,300円	+ 15Mコース 4,700円			—		2,500円 (割引)	月額 6,500円
	+ 30Mコース 5,000円			—		2,300円 (割引)	月額 7,000円
	+ 160Mコース 5,500円			—		2,300円 (割引)	月額 7,500円
ハイパーHD 5,200円	+ 15Mコース 4,700円			—		2,500円 (割引)	月額 7,400円
	+ 30Mコース 5,000円			—		2,600円 (割引)	月額 7,600円
	+ 160Mコース 5,500円			—		2,800円 (割引)	月額 7,900円
コミュニティ 2,500円	—			+ ケーブルプラス電話 1,330円		115円 (割引)	月額 3,715円
スーパーHD 4,300円	—			+ ケーブルプラス電話 1,330円		520円 (割引)	月額 5,110円
ハイパーHD 5,200円	—			+ ケーブルプラス電話 1,330円		768円 (割引)	月額 5,762円
—	15Mコース 4,700円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		1,801円 (割引)	月額 4,229円
—	30Mコース 5,000円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		930円 (割引)	月額 5,400円
—	160Mコース 5,500円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		1,130円 (割引)	月額 5,700円
コミュニティ 2,500円	+ 15Mコース 4,700円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		2,053円 (割引)	月額 6,477円
	+ 30Mコース 5,000円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		2,030円 (割引)	月額 6,800円
	+ 160Mコース 5,500円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		2,230円 (割引)	月額 7,100円
スーパーHD 4,300円	+ 15Mコース 4,700円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		2,930円 (割引)	月額 7,400円
	+ 30Mコース 5,000円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		3,030円 (割引)	月額 7,600円
	+ 160Mコース 5,500円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		3,230円 (割引)	月額 7,900円
ハイパーHD 5,200円	+ 15Mコース 4,700円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		3,130円 (割引)	月額 8,100円
	+ 30Mコース 5,000円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		3,330円 (割引)	月額 8,200円
	+ 160Mコース 5,500円			+ ケーブルプラス電話 1,330円		3,730円 (割引)	月額 8,300円

プラス
500円
で
地デジ
視聴可

料金のご案内

BAN－BAN ネットワークス個人情報保護ポリシー

BAN－BAN ネットワークスは、「個人情報保護は国民の遵守事項」と理解し、保護に関してのポリシー（方針）を次のように定めます。保護ポリシーの実行かつ維持に務めます。

- ①個人情報とは、個人が識別できる情報と定め、お客様情報および弊社従業員情報などを対象とします。
- ②個人情報の取り扱いに関する法令および国が定める指針、その他の規範、社内規則を遵守します。
- ③「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項（JIS Q15001：2006）」を遵守した社内管理規定を策定し、これに従って個人情報を取り扱い、また厳正な管理および継続的改善を行います。
- ④個人情報の取得・利用および提供に関しては、事業の内容、規模、必要度を十分考慮して適切な範囲内で、必要最低限の事項に限ります。
- ⑤個人情報の目的外利用を禁止します。
- ⑥個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失またはき損に関しては、予防措置を講じます。万一の発生に対しては速やかに是正措置を行います。
- ⑦社員教育に努めます。基本認識をまとめ、全社員（役員、アルバイト社員を含む）に配布するほか、適時、研修を実施します。
- ⑧業務委託先に関しては、定期的に見直しを行います。また業務委託先・協力会社とは、個人情報の保護に関する内容を含む業務委託契約を締結します。
- ⑨不要になった個人情報は速やかに廃棄処分します。
- ⑩個人情報保護に関する開示・訂正を含めた苦情および相談には、下記のお客さま窓口などにて適切かつ迅速に対応いたします。

個人情報保護ポリシーに関するお問い合わせおよび個人情報保護に関する苦情や相談は、BAN－BAN ネットワークスお客さま窓口（TEL 079－420－2527、E-mail：kanri@banban.co.jp）へ。

または、認定個人情報保護団体の「財団法人放送セキュリティセンター」内の個人情報保護センター（TEL 03－5213－4714、E-mail：soudan@sarc.or.jp）へ直接お申し出ください。

BAN－BAN ネットワークス(株)

制定日 2005年1月1日

改訂日 2014年7月1日

<第5刷版>